

審議会等委員選任状況について

前回委員会の振り返り

男女委員比率

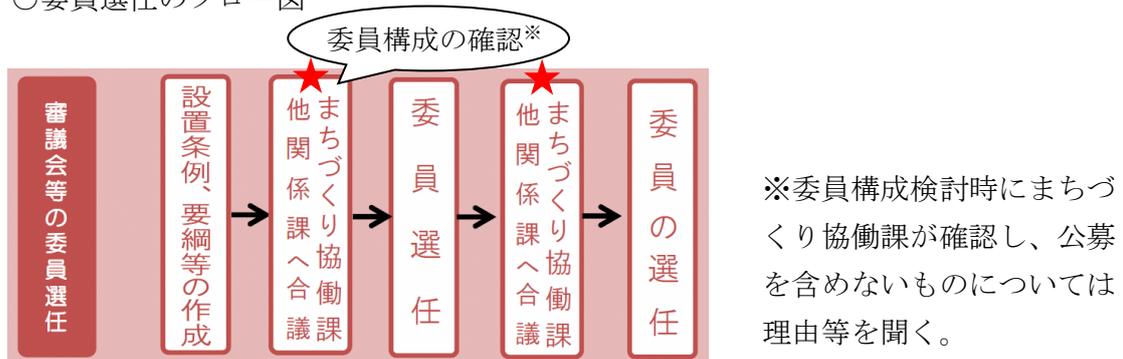
- ・ 審議会の性質によって、必要な構成委員は異なるため、審議会毎に目標比率を定めるべき
- ・ 団体から推薦いただいた委員、充て職の委員について、女性が増加しなかった。
- ・ 性が多様化してきている中、男性女性の比率を評価するのはおかしい
- ・ 性別に関わらず、少数派の意見を尊重するための評価である

公募委員比率

- ・ 公募委員枠を設けていない審議会が、公募委員枠を設けているが比率達成していない審議会よりも良い評価となることはおかしいのではないか

審議会等委員選任の手続き

○委員選任のフロー図



今後

男女委員比率

- ・ 各審議会所管課には引き続き目標数値の達成に向け取り組んでいただく。
- ・ 少数派の意見が尊重できる審議となるよう、事前に委員長と会議の進行について、調整する。
- ・ 団体への委員選出依頼文に市の目標設定を書込み、目標達成に向けての協力依頼を行う。
- ・ 審議会等委員選任の手続きフローの中でまちづくり協働課が委員構成を確認する際に、構成委員の全体の大半を、男性が多い団体としていた際に、見直しの提案を行うことで、公募委員比率だけではなく男女共同参画の視点から再検討を呼びかける。

公募委員

市民参加の推進に向け、より一層努力するよう担当課へ呼びかけ、委員構成の見直しを促す。(公募委員を選任していない審議会等については、公募委員の応募条件を付し、選任することも検討すべき。)

【課題】 公募委員選任状況を踏まえた評価方法について

審議会等委員選任状況集計結果

(参考)

NO	審議会名	担当課	①or②	法令名	理由
1	草津市住民投票審議会	企画調整課	②	草津市住民投票条例	住民の請求代表者が請求する案件の内容が、「市政に関する重要事項」として、住民投票の対象として適切か、設問内容が適切か、個人情報保護やプライバシー侵害などの観点から法的に問題がないかなどについて審議いただくものであり、法的見解や専門的知見が必要となることから、草津市市民参加条例施行規則第12条第3項第2号に該当するため。
2	草津市市政功労者表彰選考委員会	秘書課	②	草津市附属機関運営規則	同委員会については、市政の各分野における活動について表彰に値するかを審査するものであり、内申を受けた活動がその分野において、他の活動と比べて功績が顕著で市政に多大な貢献があるかを判断するには、日頃から候補となる活動等に関係があり、功績等について精通している者に審査いただく必要があるため、関係、各団体より推薦された者で委員会を構成している。
3	草津市職員懲戒審査委員会	職員課	②	草津市職員懲戒審査委員会規則	委員会の審議内容から公募は不適と判断している。 (草津市市民参加条例施行規則第12条第3項第2号)
4	草津市一般職員懲戒審査委員会	職員課	②	草津市付属機関運営規則	委員会の審議内容から公募は不適と判断している。 (草津市市民参加条例施行規則第12条第3項第2号)
5	草津市一般職員分限審査委員会	職員課	②	草津市付属機関運営規則	委員会の審議内容から公募は不適と判断している。 (草津市市民参加条例施行規則第12条第3項第2号)
6	草津市退職手当審査会	職員課	②	草津市退職手当審査会規則	委員会の審議内容から公募は不適と判断している。 (草津市市民参加条例施行規則第12条第3項第2号)
7	草津市防災会議	危機管理課	②	草津市防災会議条例	・草津市防災会議条例第3条により委員の選出区分が規定されているため。 ・議案の審議、検討において、専門的な知識、学識経験が求められるため。
8	草津市公正職務執行審査会	総務課	②	草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例	審査会の目的は、実施機関等が不正な要望または不当要求行為等に対して行った措置の報告を受け意見を述べること。さらに、職員の公正な職務の執行の確保に関する事項につき、市長の諮問に応じ、調査しおよび審議することとしている。このことから、審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ、法令に関して優れた識見を有する者のうちから選出する必要があるため。
9	草津市公益通報等処理委員会	総務課	②	草津市附属機関運営規則	委員会の目的は、公益通報対象事象が生じた場合、または生じようとしている場合に、通報および相談を適切に取扱い、通報を行った者の保護を図るとともに、適切な法令遵守を推進することとしている。このことから、委員会の委員は通報等に関する迅速な事実調査および是正措置の提言を行うことができる庁内の職員に加え、庁外の相談窓口として法律に関して優れた識見を有する者から選出する必要があるため。
10	草津市いじめ再調査委員会	総務課	②	草津市附属機関運営規則	委員会の目的は、いじめに係る重大事態への対処または重大事態と同種の事態の発生の防止のための調査を行うこととしている。このことから、委員会の委員は、法律、心理または福祉の分野にて専門的な知識および経験を有する者のうちから選出する必要があるため。
11	草津市政治倫理審査会	総務課	②	草津市長の政治倫理に関する条例	審査会の目的は、市長から審査等の付託を受け、市長および市議会議員の政治倫理に関する審査等を行うこととしている。このことから、審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ、地方行政に関して優れた識見を有する者のうちから選出する必要があるため。
12	草津市行政不服審査会	総務課	②	草津市行政不服審査会設置条例	審査会の目的は、審査請求についての裁決の客観性・公正性を高めるため、第三者の立場から審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の妥当性をチェックすることとしている。このことから、審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関して優れた識見を有する者のうちから選出する必要があるため。
13	草津市金融審査会	商工観光労政課	②	草津市金融審査会設置条例施行規則	当委員会の審査内容は市内中小企業者に対して融資の可否を審査する事であり、専門的な知識を有する金融機関からの委員推薦が妥当であるため。

14	草津市社会福祉法人等審査会	健康福祉政策課	②	草津市附属機関運営規則	当審査会は、社会福祉法人の設立および合併の認可ならびに社会福祉法人等が行う社会福祉施設の設置等についての調査審議をするために設置していることから、委員にはその分野の専門性が求められるため。
15	障害者総合支援法草津市審査会	障害福祉課	①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	
16	草津市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	長寿いきがい課	①	老人福祉法第11条の規定による入所措置等に係る指針 (平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)	
17	草津市介護認定審査会	介護保険課	①	介護保険法	
18	草津市建築審査会	建築課	①	建築基準法 第78条、草津市建築審査会条例	
19	(仮称)草津市プール整備・運営PFI事業者選定委員会	プール整備事業推進室	②	草津市附属機関設置条例	当委員会は、専らPFI事業である「(仮称)草津市立プール整備・運営事業(以下、「本事業」という)」に係る応募者提案の審査を行うため、PFI事業に関連する技術や知識に精通した者が必要であることから、公募委員について、本事業になじまないと判断し、選出を行っておりません。
20	草津市小・中学校結核対策委員会	スポーツ保健課	②	草津市附属機関設置条例	医師や養護教諭など、特に専門的な知識を要求するため。児童生徒の個人情報を扱うため。
21	草津市文化財保護審議会	歴史文化財課	②	草津市文化財保護条例(第52条～第56条)	本会では文化財の所有者に関することなど、個人情報を取り扱うことから公募委員を非選任としている。
22	草津市立学校いじめ問題調査委員会	児童生徒支援課	②	いじめ防止対策推進法・草津市附属機関設置条例	草津市いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等のための施策の推進およびいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態についての調査、事務を行うことから、専門的な知識を要するため。
23	草津市教育支援委員会	児童生徒支援課	②	草津市教育委員会附属機関運営規則	委員は、子どもの理解や障害に対する深い知見を有し、児童の生育暦や発達の状態を把握した上で、日頃から児童やその保護者に対して適切な指導・支援を行う業務にあたっているものが望ましい。教育支援委員会の適正な答申を求めるためには、委員として適切かつ建設的な意見を述べ、就学先の決議に関与する必要があるため。
24	草津市いじめ問題対策連絡協議会	児童生徒支援課	①	いじめ防止対策推進法	

委員の資格根拠法令

- ① 国や県が定める法令等
- ② 市が定める条例等(例規)